

プレジャーボート泊地指定管理者運営モニタリング結果（2023年度）

1 施設の概要

施設名 : プレジャーボート泊地
 所在地 : 西尾市寺津町五ノ割横道西6の21地先 平坂2号物揚場前面
 設置根拠 : 愛知県漁港管理条例（平成13(2001)年 供用開始）
 設置目的 : 衣浦港平坂地区内のプレジャーボートを集約、漁業などの事業活動の円滑化
 施設概要 : 面積 1,628 m²
 水深 -1.0m

2 指定管理概要

指定管理者名 西三河漁業協同組合
 指定期間 2021年4月1日から2026年3月31日まで
 指定管理者選定時の主な提案内容とその実施状況
 定期的な施設内巡視：1日2回以上の巡視を行い、船舶の係留情報確認及び施設巡視の実施。
 施設の清掃：年6回程度実施するとともに、台風等により多大な流木やごみが漂着した際には、漁港管理者と協力して復旧にあたる。

3 利用状況

（単位：隻）

区分	2023年度		2022年度		増減 (①－②)
	計画値	実績値(①)	計画値	実績値(②)	
プレジャーボート泊地	—	11	—	11	0

※計画値とは、指定管理者を選定する際に提出された計画値を指します。

4 収支状況

（単位：千円）

区分	2023年度		2022年度		増減 (①－②)
	計画値	実績値(①)	計画値	実績値(②)	
収入計	422	422	422	422	0
利用料金収入	—	—	—	—	—
指定管理料	422	422	422	422	0
その他	—	—	—	—	—
支出	422	422	422	422	0
収支差	0	0	0	0	0

5 モニタリング結果

(1) 総合評価

評価	評価内容
A	施設の管理運営業務全般について、県の求める水準どおりの管理が行われていた。

(2) 区分ごとの評価

区分名称	評価	評価内容
基本項目	A	施設利用者の平等な利用の確保や法令遵守など、県の求める水準どおり適切に行われていた。
施設の適正な管理	A	施設巡視や利用者への指導等、県の求める水準どおり適切に行われていた。
サービスの維持・向上	A	地元自治体等との連絡調整・協調等、県の求める水準どおり適切に行われていた。
運営等の安定性	A	県との連携や文書管理等、県の求める水準どおり適切に行われていた。

【評価の基準】

評価	基準
S	県の求める水準と比べて、期待を上回る水準で管理運営されている。
A	概ね期待どおりの水準で施設運営がなされている。（協定書等の水準）
B	一部分を除き、概ね期待どおりの水準で施設運営がなされている。
C	県の求める水準と比べて不十分な状況である。

(3) 今後の対応等

施設の管理運営業務全般について、県の求める水準どおり行っていることから、今後もモニタリングを通じて管理運営状況を確認し、指導していく。

6 利用者からの反応

利用者からの意見等はないが、要望・苦情等の意見を聞くことができる環境を整えている。

7 その他

該当事項なし。

○ 問い合わせ先

都市・交通局港湾課港湾管理グループ
 電話：０５２－９５４－６５６４（ダイヤルイン）
 ファクシミリ：０５２－９５３－１７９３
 メールアドレス：kowan@pref.aichi.lg.jp